審　査　基　準

Ａ－ｃ－４
令和７年４月１日作成

法　　令　　名　：	質屋営業法
根　拠　条　項　：	第８条第２項（第４条第２項の規定による届出の場合に限る。）
処分の概要　：	許可証の書換え
原権者（委任先）　：	愛知県公安委員会
法令の定め　：	質屋営業法第４条第２項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第 12 条（許可証の書換えの申請）
審査基準　：	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間　：	14 日
申　　請　　先　：	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先　：	愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 電話(052) 951-1611　内線 3183
備　　考　：	